

法人の移転にともなう法人町民税額の計算方法

【ケース②：年度途中で南関町の支店を廃止した場合】

分割法人で、算定期間中に事務所等を有していた月数が 12 カ月に満たない場合は、前述【ケース①】と同様に計算します。

●計算例

B市に本店がある法人で、4月10日に南関町の事業所等を廃止した場合の法人町民税

- ・事業年度・・・1月12日～12月31日
- ・事業年度末日の従業者数・・・18人
- ・廃止前月末の南関町での従業者数・・・10人
- ・法人税額・・・55万円
- ・資本金等の額・・・1,000万円

摘要		南関町の場合	A市の場合 (税率は南関町と同様と仮定する)
事務所等が存在した期間		1月1日～4月10日 ⇒3カ月と10日間	1月1日～12月31日 ⇒12カ月
均 等 割	存在した月数	3カ月 (端数切捨)	12カ月
	税額の計算	50,000円×3カ月÷12カ月 = <u>12,500円</u>	<u>50,000円</u>
法 人 税 割	存在した月数	3カ月 (端数切上)	12カ月 (端数切捨)
	分割基準となる人数	10人 (廃止前月末の従業者数) ×4カ月÷12カ月 =3.33…人 ≒4人 (端数切上)	18人 (事業年度末日の従業者数)
	計算上の全従業者数	南関町4人 + B市 18人 = 22人	
	課税標準額の計算	550,000円÷22人×4人 =100,000円	550,000円÷22人×18人 =450,000円
	税額の計算	100,000円×9.7% = <u>9,700円</u>	450,000円×9.7% =43,650円 ≒ <u>43,600円</u> (100円未満切捨)
法人町民税額の合計額		12,500円+9,700円 = <u>22,200円</u>	50,000円+43,600円 = <u>93,600円</u>